

「調布市民健康づくりプラン(第3次)(案)・調布市食育推進基本計画(第3次)(案)」に対するパブリック・コメントの実施結果

【パブリック・コメント手続の実施概要】

1 意見募集の概要

- (1) 意見の募集期間 平成29年12月5日(火)～平成30年1月9日(火)
- (2) 周知方法 平成29年12月5日号, 12月20日号市報及び市ホームページ
- (3) 資料の閲覧場所 文化会館たづくり西館保健センター4階健康推進課, 公文書資料室, 各図書館・各公民館・各地域福祉センター(緑ヶ丘を除く), 教育会館1階, みんなの広場(たづくり11階), 市民活動支援センター(市民プラザあくろす2階), 神代出張所
- (4) 意見の提出方法 氏名, 住所, 御意見を記入し, 直接または郵送, FAX, Eメールで文化会館たづくり西館保健センター4階健康推進課まで提出

2 意見募集の結果概要

- (1) 意見提出件数: 11件(5人)

<提出意見の内訳>

- ア 調布市民健康づくりプラン(第3次)(案)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11件
 - ・全般に対する意見・・ 11件

- イ 調布市食育推進基本計画(第3次)(案)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 0件

- (2) 意見の概要と意見に対する市の考え方 別紙のとおり

【意見の概要と意見に対する市の考え方】

全般

項目	No	御意見の概要	市の考え方
全般	1	公共の場所での完全禁煙の実施 および その普及啓発活動 不特定多数が出入りする街ではごく一部の店内を除いて公共の場所は完全禁煙とし、それをアピールする。受動喫煙防止になり千代田区について市部での健康づくりイメージは大幅に上がるものと思います。 調布は健康な街であるというイメージはひろく市民の共感をえて調布市のプレゼンスの向上に寄与するものとおもわれます。また実際受動喫煙対策たばこ対策は市民の健康を守る上で非常に重要なポイントと思います。 さらに周知に必要な広告収入を企業と協賛するためにも調布市として受動喫煙防止にむけた強いメッセージを期待しています。	調布市では、平成25年7月に、「調布市施設の受動喫煙防止に関する基本方針」を策定し、市が管理する施設の建物を原則として禁煙としています。特に保育園、小中学校、児童館等については、既に敷地内も禁煙としています。 調布市では、ラグビーワールドカップ2019日本大会と東京2020大会が開催されるため、これら国際大会の開催地としてふさわしい受動喫煙防止の取組となるよう、国や都の動向を見ながら、さらなる受動喫煙防止対策を推進して参りたいと考えています。
全般	2	加熱式たばこについて 海外では事故が起きていますし、実際ほとんどが日本市場向けです。電子タバコを吸うことでこのような事例が出ていることを周知し、啓発する必要があるかと思ひます。	加熱式タバコの爆発による口や手足のやけどなどの事故が海外で報告されていることを把握しています。加熱式タバコによる事故等を含んだ喫煙・受動喫煙に関する啓発活動を推進して参ります。
全般	3	調布市さんのプランやこれまでの考察を読ませていただく限り、貴市では全国モデルになるような受動喫煙防止条例が策定できるのではないのでしょうか。ぜひ、独自の条例制定に向けた取組みをご検討下さい。	ラグビーワールドカップ2019日本大会及び東京2020大会の開催地であることから、国や都、他の自治体の取組を注視しながら、市民や来訪者にとって受動喫煙のない快適な環境を作れるよう取り組んで参ります。
全般	4	昨今非常に人気の高い、アイコスなどの加熱式タバコについて、製造者側は健康被害を削減するものだとしていますが、各種研究結果を見る限り健康への悪影響は避けられないようです。加熱式タバコに関しても、紙巻タバコや葉巻同様の扱いにすべきと考えますので、その旨の文言もプランには入れられてはいかかと思ひます。	加熱式タバコによる健康被害に関する医学的根拠はまだ出ていませんが、有害物質を含むとの報告があることから、タバコとして加熱式タバコ等を含めた取組を推進して参ります。 また、ご意見のとおり、プランにも加熱式タバコ等をタバコとして扱う旨の文言を記載いたします。
全般	5	最近使用者が急増中の加熱式タバコについて、正しい知識の普及を図る、といったことや、またタバコの害について、喫煙習慣そのものがニコチン依存症という病気であることの周知を図る、といったことが盛り込まれれば、なお喫煙率の低下に繋がるのではないかと考えました。	禁煙できない背景にニコチン依存症があることは認識しています。タバコとして加熱式タバコ等を含め、タバコの害について正しい情報を得られる機会を確保できるよう取組を推進いたします。

全般

項目	No	御意見等の概要	市の考え方
全般	6	調布市は、タバコ対策を行政・医療職・市民が連携して進めている点で日本全国から非常に高い評価を得ています。これもひとえに、調布市健康推進課の方々の連携・協働に関する意識が高いこと、熱意があること、実行力があることなどの職員の皆様の資質とポテンシャルの高さのおかげだと思います。 こうした良い条件で進めてきていることが、喫煙率が12%まで低下しているなど目に見えた成果として結果がでており健康づくりプランの内容も、日本全国でみると、非常にアグレッシブで真に市民の健康を護ろうとする良い内容になっています。 今後とも、この路線でご尽力をお願いいたします。	喫煙及び受動喫煙による健康被害について対策を講じ、喫煙者を減らす取組や未成年の喫煙率を減少させ、市民の健康を保持・増進していけるよう努めて参ります。
全般	7	加熱式タバコは、有害性が低いとタバコ会社が喧伝していますが、販売者による臨床試験に瑕疵があることが最近判明している他、海外または国内の研究では人体への有害性が指摘されるものが次々と発表されています。東京都子どもを受動喫煙から守る条例においても加熱式タバコが対象となったことをうけて、調布市でも加熱式タバコへの対策を講じていただきたく、お願いいたします。	厚生労働省研究班の報告によると、健康影響の評価は確立されていないものの、加熱式タバコの主流煙には紙巻きタバコと同レベルのニコチンや2割程度のアルデヒド類が含まれていることが判明しています。加熱式タバコの有害性について正しい知識を普及・啓発し、加熱式タバコの危険性を認識してもらえるよう対策を検討して参ります。
全般	8	2017年12月議会（第4回定例会）において、調布市医師会・歯科医師会・薬剤師会から提出された陳情「より実効性のある受動喫煙防止等のタバコ対策に関する陳情」が全会一致で採択されました。これに従い、禁煙したい喫煙者への禁煙支援、子どもの受動喫煙防止策、医療団体との連携について、現在よりもさらに実効性のある取り組みをお願いいたします。	平成29年第4回定例会において、「より実効性のある受動喫煙防止等のタバコ対策に関する陳情」が採択されました。今後は、禁煙支援や、子どもの受動喫煙防止対策に関する具体的な取組について、医師会等と連携しながら推進して参ります。
全般	9	喫煙率を下げることにもっと積極的に取り組むべきである。 ある知人のケースは、「昨年も1昨年も12月にも肺炎で入院しました。肺がタバコのせいで肺気腫をおこしていたため、いわゆるCOPD（呼吸不全）の状態になりました。タバコは6年前にやめました。65歳頃まで吸っていたのが、悪かったと思います。肺がすっかり弱くなってしまったようです。」	喫煙率の減少への取組として、幼少の頃から喫煙の害に対する知識を普及・啓発するとともに、医師会などを通じた禁煙支援について取組を推進していくよう努めて参ります。
全般	10	いわゆる「香害」について周知・啓発すべきである。 12月の平成29年第4回調布市議会定例会の一般質問でも取り上げられた、いわゆる「香害」（柔軟剤等に含まれる化学物質によるとされている）について、周知・啓発すべきである。	「香害」とは、香り付きの日用品などに含まれる成分で、「化学物質過敏症」といわれる健康被害を指します。「香害」について、NPO法人・日本消費者連盟が、「香害110番」を開催し200件を超える相談が寄せられるなど、社会問題になっています。市として、このような健康被害があることを周知するよう努めて参ります。
全般	11	健康被害の可能性のあるものは、因果関係が実証されるまで待つのではなく、予防原則に従って従って、周知・啓発することが大切である。 たとえば、無煙たばこやいわゆる「香害」など	タバコについては加熱式タバコ等を含め、タバコの害について啓発し、喫煙及び受動喫煙による健康被害について対策を講じていくよう努めて参ります。 また、「香害」など、時代の変遷により新たに生じる問題に対し、いち早く対応できるよう努めて参ります。

※御意見は、原則、いただいた原文を基に掲載しています。